

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和2年7月1日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件**

**厚生年金保険関係 4件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900128 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000009 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成22年12月10日は17万円、平成23年7月31日は16万円、同年12月31日は18万6,000円、平成25年12月31日は17万7,000円、平成27年7月31日は15万7,000円、同年12月31日は17万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年7月31日、同年12月31日、平成25年12月31日、平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成22年12月10日、平成23年7月31日、同年12月31日、平成25年12月31日、平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成22年12月31日  
② 平成23年7月31日  
③ 平成23年12月31日  
④ 平成25年12月31日  
⑤ 平成27年7月31日  
⑥ 平成27年12月31日

A社から請求期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑥までの賞与の明細の写し（以下「賞与明細書（写）」という。）及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は17万円、請求期間②は16万円、請求期間③は19万円、請求期間④は18万円、請求期間⑤は16万円、請求期間⑥は

18万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は17万円、請求期間②は16万円、請求期間③は18万6,000円、請求期間④は17万7,000円、請求期間⑤は15万7,000円、請求期間⑥は17万3,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑥までの賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求期間①から⑥までと同日（31日）と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、i) 請求期間①については、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る台帳（ハードコピー）において確認できる支払年月日から平成22年12月10日、ii) 請求期間②から⑥までについては、上記賞与明細書（写）には日付の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかつたため賞与支払月の月末と認定し、請求期間②は平成23年7月31日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成25年12月31日、請求期間⑤は平成27年7月31日、請求期間⑥は同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月10日、平成23年7月31日、同年12月31日、平成25年12月31日、平成27年7月31日及び同年12月31日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900129 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000010 号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録する必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与支払年月日に係る同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 12 月 31 日  
② 平成 16 年 7 月 31 日  
③ 平成 16 年 12 月 31 日  
④ 平成 17 年 7 月 31 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 31 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 31 日  
⑧ 平成 19 年 7 月 31 日  
⑨ 平成 19 年 12 月 31 日  
⑩ 平成 20 年 7 月 31 日  
⑪ 平成 20 年 12 月 31 日  
⑫ 平成 21 年 7 月 31 日  
⑬ 平成 21 年 12 月 31 日  
⑭ 平成 22 年 7 月 31 日  
⑮ 平成 22 年 12 月 31 日  
⑯ 平成 23 年 7 月 31 日

- ⑯ 平成 23 年 12 月 31 日
- ⑰ 平成 25 年 12 月 31 日
- ⑱ 平成 27 年 7 月 31 日
- ⑲ 平成 27 年 12 月 31 日

A 社から請求期間①から⑲までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑲までについて、請求者から提出された請求期間①から⑲までの賞与の明細の写し（以下「賞与明細書（写）」という。）及び事業主の回答により、請求者は、A 社からそれぞれ、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑲までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①から⑲までの賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求期間①から⑲までと同日（31 日）と記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているところ、i ) 請求期間①、③、⑤及び請求期間⑧から⑯までについては、A 社が加入している B 健康保険組合から提出された請求者に係る台帳（ハードコピー）において確認できる支払年月日により、ii ) 請求期間②、④、⑥、⑦及び請求期間⑯から⑲までについては、上記賞与明細書（写）には日付の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかつたため賞与支払月の月末と認定することにより、それぞれ別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑲までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額
① 平成15年12月31日	平成15年12月22日	30万円	30万円	30万円
② 平成16年7月31日	平成16年7月31日	25万円	25万円	25万円
③ 平成16年12月31日	平成16年12月18日	30万円	29万3,000円	29万3,000円
④ 平成17年7月31日	平成17年7月31日	26万円	25万4,000円	25万4,000円
⑤ 平成17年12月31日	平成17年12月9日	40万円	38万1,000円	38万1,000円
⑥ 平成18年7月31日	平成18年7月31日	30万円	28万6,000円	28万6,000円
⑦ 平成18年12月31日	平成18年12月31日	40万円	37万1,000円	37万1,000円
⑧ 平成19年7月31日	平成19年7月13日	28万円	28万円	28万円
⑨ 平成19年12月31日	平成19年12月12日	40万円	40万円	40万円
⑩ 平成20年7月31日	平成20年7月11日	28万円	28万円	28万円
⑪ 平成20年12月31日	平成20年12月12日	35万円	34万2,000円	34万2,000円
⑫ 平成21年7月31日	平成21年7月10日	19万円	19万円	19万円
⑬ 平成21年12月31日	平成21年12月11日	30万円	30万円	30万円
⑭ 平成22年7月31日	平成22年7月20日	19万円	19万円	19万円
⑮ 平成22年12月31日	平成22年12月10日	31万円	31万円	31万円
⑯ 平成23年7月31日	平成23年7月31日	20万円	20万円	20万円
⑰ 平成23年12月31日	平成23年12月31日	29万円	28万4,000円	28万4,000円
⑱ 平成25年12月31日	平成25年12月31日	31万円	30万4,000円	30万4,000円
⑲ 平成27年7月31日	平成27年7月31日	21万円	20万6,000円	20万6,000円
⑳ 平成27年12月31日	平成27年12月31日	29万円	27万9,000円	27万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900140 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000011 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を20万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報、C銀行D支店から提出された請求者の預金取引明細表（写）及び複数の同僚から提出された請求期間の賞与に係る「給与支給明細書」（写）から、請求者は、同社から請求期間に20万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、上記被保険者情報の賞与記録及び上記預金取引明細表（写）の振込日から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月4日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900141 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000012 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月4日

A社から、育児休業期間中の平成15年7月4日に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表 2002年度下期」(写)及び請求者から提出された預金通帳(写)の入金記録により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払(44万5,000円)を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成15年\*月\*日から同年\*月\*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表 2002年度下期」(写)において確認できる賞与額から、44万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）(受) 第 1900118 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）(厚) 第 2000013 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 1 月 9 日から昭和 37 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 1 月 9 日に正社員として入社したが、厚生年金保険の記録によると、同社B支店の資格取得日が昭和 37 年 4 月 1 日となっている。調査の上、昭和 36 年 1 月 9 日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社から提出された請求者に係る経歴表及び請求者から提出された同社に係る退職証明書（写）によると、請求者は、昭和 36 年 1 月 9 日から平成 8 年 9 月 30 日まで請求期間を含め、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同日にA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員の中に、請求者と同様に、厚生年金保険の資格取得日より前に雇用保険の被保険者資格を取得している者が複数確認できる上、請求期間当時に同支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に文書照会したところ、請求期間当時、請求者の雇用形態は正社員ではないが、正社員と同様のシフト勤務をしていた旨の回答又は陳述は得られたものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な回答は得られなかった。

また、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証（写）の「初めて資格を取得した年月日」は、「昭和 37 年 4 月 1 日」と記載されており、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の資格取得年月日と一致している上、C社は、請求者に係る賃金台帳等の資料はない旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記経歴表によると、「1961 年 1 月 9 日 B 支店 D 課臨時入社」、「1962 年 4 月 1 日 B 支店 D 課本採用」と記載されているところ、C社は、臨時採用の従業員の厚生年金保険の加入状況について、資料が見付からなかったため不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。